

第7回さいたま市発達障害者支援地域協議会会議録

日時：令和3年3月18日（木）15:00～16:30

会場：オンライン会議

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - 令和2年度発達障害児者及び家族等支援事業について
 - 次期障害者総合支援計画の策定について
 - 新たな療育機能の設置について
3. そ の 他
4. 閉 会

配布資料

- ・ 第7回さいたま市発達障害者支援地域協議会 次第
- ・ 令和2年度さいたま市発達障害者支援地域協議会 委員名簿
- ・ 資料1 「令和2年度発達障害児者及び家族等支援事業について」
- ・ 資料2-1 「さいたま市障害者総合支援計画2021～2023（令和3～5年度）」
- ・ 資料2-2 「【概要版】さいたま市障害者総合支援計画2021～2023（令和3～5年度）」
- ・ 資料3 「新たな療育機能の設置について」

出席者

委 員・・・葉石委員、西村委員、佐藤委員、竹田委員、長谷部委員、中村委員、
黒田委員、小峯委員、吉原委員、高山委員、野上委員
事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長、障害政策課
障害者総合支援センター所長
欠 席・・・福島委員、久保委員

1 開 会

（大畑課長）

それでは定刻となりましたので、開始させていただきたいと存じます。私は、障害政策課長の大畑と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、皆様大変お忙しい中、第7回さいたま市発達障害者支援地域協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の協議会につきましては、初めてのオンライン開催ということで、何かと不慣れな点があるかと存じますが、何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

開会に先立ちまして、まず、新たな委員をご紹介します。さいたま市保健所地域保健支援課 小林委員に代わりまして、1月20日付けで、地域保健支援課長に就任されました吉原勝子委員にご参加いただく

こととなりました。吉原委員、一言ご挨拶いただいでよろしいでしょうか。

(吉原委員)

皆さん、こんにちは。地域保健支援課の吉原と申します。今日初めて参加致しますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(大畑課長)

ありがとうございました。

次に、本日の委員の皆様の出席状況についてですが、オンラインでの出席委員10名、書面での出席は0名、欠席委員2名となっております。なお、1名の方が遅れて参加する予定となっております。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- ①第7回さいたま市発達障害者支援地域協議会 次第
- ②第7回さいたま市発達障害者支援地域協議会 委員名簿
- ③資料1 令和2年度発達障害児及び家族等支援事業について
- ④資料2-1 さいたま市障害者総合支援計画冊子
- ⑤資料2-2 さいたま市障害者総合支援計画 概要版冊子
- ⑥資料3 新たな療育機能の設置について

以上6点でございます。皆さま、不足等ございませんでしょうか。

次に、会議の公開についてお断りを申し上げます。

本協議会につきましては、さいたま市情報公開条例第23条の規定によりまして原則公開することと規定されております。

本日傍聴を希望する方がいらっしゃる場合は、ここで傍聴の許可をいただくところですが、現在のところ傍聴希望の方はいらっしゃいませんので割愛させていただきます。

ここで、皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインでご参加いただいでおりますので、ご自身が発言をする時以外は、ミュートにさせていただくようお願いいたします。会議の進行上、事務局にて、ミュートの設定・解除をさせていただくこともございますので、ご了承ください。

また、ご発言いただく際は、実際に挙手していただく又は挙手ボタンを押すなどしたうえ、会長からの指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけると幸いです。

それでは、ただ今より第7回さいたま市発達障害者支援地域協議会を開催させていただきます。ここからの議事進行につきましては、葉石会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

(葉石会長)

皆さん、こんにちは。埼玉大学の葉石でございます。本日は、Zoomでの開催となります。大学はこの一年、ずっとこれで授業などを行ってきまされたけれども、この小さい画面に向かって集中しますと、肩が凝ったりしますので、ご発言のない時はミュートにする、あるいはビデオを止めるなどして、リラックスして参加していただければと思います。では本日もよろしくお願い致します。

2 議 題

(葉石会長)

まず、議題の1、「令和2年度発達障害児及び家族等支援事業について」について、事務局よりご説明をお願い致します。

(事務局)

それでは、議題1「令和2年度発達障害児者及び家族等支援事業」について、ご説明の方をさせていただきます。お手元の資料1、A4横のパワーポイントの資料になります。よろしく申し上げます。

まず、1ページ目の「1. 概要」でございます。

本市では、平成24年度から、埼玉県と連携し、埼玉県自閉症協会へ業務委託をいたしまして、「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施しております。

主な事業の内容でございますが、①「ペアレント・メンターの養成」、及び、②「ペアレント・メンターによる交流・相談事業の実施」を行っております。

次に、1ページの「2. ペアレント・メンターとは」でございますが、ペアレント・メンターは、発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、傾聴・共感の姿勢をもって話を聞いたり、情報提供を行うことで、親たちの精神的な支えとなり、適切な支援機関へつなぐといった役割が期待されているところでございます。

次に、「3. ペアレント・メンターによる支援の特徴」でございますが、まず、同じ親という立場での支援だからこそ、相談する親に共感し、寄り添うことができるという点がございます。

また、実際の経験から得た、実際にご自身が利用したサービスなどに関する、いわゆる「クチコミ情報」などの情報を、相談者に直接伝えることができる、といった点がございます。

一方で、メンターは、発達障害者支援の専門家ではありませんので、必ずしも、相談者が抱えている問題を解決できるとは限りません。

また、発達障害のある子どもの特性や、その親を取り巻く環境や背景は、それぞれ大きく異なりますので、目の前のメンターが、そのまま相談者のお手本になるということではありません。

しかしながら、同じ境遇を経験してきた親だからこそできる共感であったり、寄り添う言葉がけは、相談された方の心理的負担の軽減に寄与しているものと考えております。

続きまして、2ページご覧ください。2ページでございます。「4. ペアレント・メンターの養成」でございます。

毎年、新規のペアレント・メンターを養成しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により新規養成を中止致しまして、フォローアップ研修を強化することといたしました。なお、昨年度までに養成してきたペアレント・メンターは、埼玉県全体で118名、そのうち、さいたま市在住の方は、19名となっております。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。フォローアップ講座についてですが、今年度は6回の研修会を行っております。講座全てZoomを利用したオンライン形式で実施しております。

大学や専門機関に所属する専門家の方のご協力のもと、メンターとしての役割や発達障害に関する知識のブラッシュアップに特化した内容として実施しております。オンラインでの開催でしたが、講師の先生方や自閉症協会様に工夫していただきまして、ロールプレイ等、実践を見据えた内容となっております。

次に、4ページをお願いします。「5. 公開講座の開催」でございます。こちらは、ペアレント・メンター養成研修の一環として実施しているものでございますが、発達障害に関する基礎知識を学ぶ場として、広く一般市民の方にも提供したほうがよいのではないかと考えまして、公開講座として実施している

ところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、今後につきまして、開催方法などを含めまして検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、「6. 交流・相談会」でございます。交流・相談会につきましても、すべて Zoom を利用したオンライン形式で実施しております。これに伴いまして、さいたま市や自閉症協会様のホームページに掲載したり、市の公式 Twitter での発信、オンラインを活用した周知等も実施したところでございます。

続きまして、資料の 5 ページをご覧ください。交流・相談会の一つといたしまして、発達障害のある子を育てる上で工夫してきた点などを、ペアレント・メンターの実体験をもとにお話しいただく「発達障害のある子を楽しく子育てするためのコツ」と題しまして、発表会、9月と、それから3月、追加で実施しているところです。

9月には17名の方に、それから3月には22名の方にご参加いただいております。いずれの日程におきましても、アンケートにご回答いただいた全ての方に「大変満足」又は「満足」との感想をいただいております。メンターからの話を聞くことで、「ひとりではないと思えた。」というコメントが複数寄せられているところでございます。

続きましてまた資料の6ページをお願いいたします。発達障害の子どもを育てる親同士が交流し、日頃感じていることをお話しいただいたり、発達障害の特性に配慮した対応方法などを学んだりする「交流・相談会」を、2日間で1セットとし、計3回実施したところでございます。1回目から3回目まで、概ね同じ内容で実施しております。1回目には4名、2回目は6名、3回目は7名の方にご参加いただきました。

続きまして、7ページをお願いいたします。「交流・相談会の実施結果につきまして」でございます。それぞれの実施回において、未提出者の割合によって結果にばらつきはございますが、1回目及び2回目につきましては、アンケートに回答したすべての方から、「大変満足」又は「満足」といった回答をいただいております。対して、3回目につきましては、「普通」と回答された方もいらっしゃいます。こちらにつきましては、相談者の方は特定の境遇、家庭環境等を持つメンターの話を知りたい、という要望ですとか、メンターの方と直接個人的な繋がりを求めるなど、参加された方とメンター事業の趣旨が馴染まなかったためと考えております。

参加された方からは、特性に応じた対応方法について一緒に学習していく中で、「問題行動を子ども視点で捉えられるようになった。」という声や、「こういった話は家族以外にはできないのでうれしかった。」といった感想をいただき、概ねご好評をいただいているものと感じております。

最後に8ページ、「今後の課題」について、でございます。まず、養成講座につきましては、今年度中止となりましたが、今後実施していくに当たって、対面での研修が実施できないと実技的な練習を積むことが難しいため、ペアレント・メンターとして必要なスキルの習得が困難となります。今後の開催方法等につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、埼玉県とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、発表会、交流・相談会につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による課題等が今年度いくつか挙げられております。

まず、感染症防止として実施したオンライン形式ですが、皆さんも感じていただいている通り、この Zoom の画面上の小さな枠では、参加者の表情を窺いづらかったり、保護者によっては、顔を出さずに参加されたりと、メンターが参加者の反応を見ながら傾聴等を行うにあたり、苦慮されていたということがございました。

また、コロナ禍において、人と会う機会が減り、保護者自身も不安な気持ちを発散する場が少なくなっている様で、保護者の精神的不調に加え、お子様自身にも二次障害のような症状があるといった事例が散見されるなど、大変難しい対応を迫られることがございました。

参加されている方の中には、専門機関への相談だけではなく、当事者同士でのサポートを求めている方も多くいらっしゃいます。しかしながら、参加者の抱えている状況が大変深刻であり、不適切な養育になりかねないなど、専門機関の力を必要とする場合には、専門機関の皆様にご協力いただきながら支援していく必要があると考えております。そのためにも、今後につきましては、この事業を市民の方、参加される方のみならず、各機関の支援者の方にも周知を図ることで、情報共有・連携の糸口としてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

加えて、同じ境遇である人との支え合いを求める方に、各支援機関からこの事業をご紹介いただくためにも支援機関等の支援者向けの案内チラシ等を作成いたしまして、周知に今後より一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、発達障害の定義が広範にわたることに伴いまして、吃音ですとか、場面緘黙等、これまでにメンターの方自身が経験したことのない特性に関する相談が寄せられることが多くなっております。専門的な知識を要する対応方法等につきましては、必要に応じて専門機関等への相談を促すことがございますので、本日ご参加の専門機関等の委員におかれましては、何卒ご理解、ご協力の方をいただきますようお願いいたします。

交流・相談会等に関しましては、ご参加いただいた方の満足度が総じて高くなっております。本市といたしましては、皆様のご意見をいただきながら、引き続き、埼玉県と連携して、本事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

(葉石会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の報告について、何かご意見、ご質問などございますでしょうか。

(佐藤委員)

毎回、幅広い活動と報告をありがとうございます。一つ伺いたいのですけれども、今回、コロナ禍ということで、Zoom等での活動となっていて、画面越しでやる難しさということを挙げていただきましたが、逆にZoomによって良かった面はありますか。

(事務局)

事務局でございます。Zoomを利用して良かった点としまして、ご自宅で参加できるという点が一つございます。こちら会場で実施する場合、場所等は考慮しておりますけれども、どうしても自分のご自宅の近くでないとなかなか参加できないという方がおりましたが、ご自宅で参加できるという面はオンラインの利点ではないかと考えています。

(葉石会長)

はい。佐藤委員よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

長谷部委員お願いいたします。

(長谷部委員)

桜区障害者生活支援センターの長谷部です、よろしくお願いします。

質問ですが、4ページ目の6の「交流・相談会」について、さいたま市広報課のTwitterで記事を掲載した、とありますが、「いいね」や「リツイート」などの反応がどのくらいあったのでしょうか。また、反応があった場合はどんな反応だったのでしょうか、教えていただければと思います。

(事務局)

事務局でございます。リツイート等に関するデータは、現在事務局では把握してないこともございまして、この後、担当部局に確認をしたいと思っております。

【事務局補足】

Twitter掲載実績及びリアクションについては以下のとおり。

掲載日	タイトル	コメント	リツイート	いいね
8月19日	発達障害のある子を楽しく子育てするためのコツ	0	20	29
10月26日	ペアレントメンターによる交流相談会	0	3	9
11月17日	ペアレントメンターによる交流相談会	0	4	16
12月17日	ペアレントメンターによる交流相談会	0	5	15
2月8日	発達障害のある子の子育てに悩んでいませんか？	1	10	23

(葉石会長)

他はいかがでしょうか。

(葉石会長)

一つ、よろしいでしょうか。

先程、Zoom ならではの良い面というお話がありました。大学でも授業において、かえって質問しやすいという話もあったりしたものですから、そういう面も無くは無いらうな、という風には思います。ただ一方で、共感的に話を聞いてもらえる、ということの良さというのは、やはり対面の方が良いということもあると思うのですが、今後、どのような条件がそろえば、この養成講座や交流・相談会を対面で進めていくのかということは考えていますか。

(事務局)

事務局でございます。その点については、埼玉県や埼玉県自閉症協会とお話が必要で、感染症の状況も読めないところがございますので、まだ具体的に基準などは決めきれていないところがございます。どういった形であれば実施できるのか、感染対策をどの程度実施すれば、参加者やメンターの方にも参加して頂けるかということも含めまして、今後検討課題とさせていただきたいと考えています。

(葉石会長)

わかりました。他よろしいですか。それでは、議題の1については以上としたいと思います。

続きまして、議題の2、「次期障害者総合支援計画の策定について」、事務局より説明をお願い致します。

(事務局)

事務局でございます。議題の2点目、次期障害者総合支援計画の策定について、説明させていただきます。昨年8月末に開催いたしましたこの協議会におきまして、次期障害者総合支援計画策定のスケジュールや素案の概要等を説明させていただきました。

この度、皆様の方にお配りしました資料2-1、それから資料2-2といたしまして、この冊子、それから概要版をお渡ししている通りですが、こちらを策定いたしましたので、ご報告させていただきます。

まず、計画策定に係る経過でございます。8月の、この協議会にご提示させていただきました計画の素案につきまして、10月5日から11月6日、一か月かけまして、パブリック・コメントを実施し、広く市民の方からご意見を伺いました。

パブリック・コメントにつきましては、31名の方から、合わせて122件という、大変多くの貴重なご意見をいただいたところでございます。

なお、いただきましたパブリック・コメントのご意見につきましては、原文の要約、それから分割等を行い、また、類似のご意見は集約し、意見項目数72件といたしまして、ご意見に対する市の考え方等も含め、現在、市のホームページや情報公開コーナー等で公表させていただいているところでございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

このパブリック・コメントの結果や他の計画との整合性を踏まえ、障害者総合支援計画案を作成いたしました。昨年11月に開催いたしました地域自立支援協議会ですとか市民会議等でご意見をいただき、本年1月に開催いたしました障害者政策委員会にお諮りしたところです。

皆様からのご意見を踏まえ、計画案をさらに修正いたしまして、2月に市長まで報告を行い、計画を策定したところでございます。

それでは、「さいたま市障害者総合支援計画」の中身について、ご説明させていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、事前に委員の皆様へ送付いたしましたが、相当のページ数になっておりますので、昨年8月に開催いたしました本協議会でご提示いたしました素案からの主な変更点のうち、本協議会と大きく関わる部分につきまして、掻い摘んで説明させていただきます。

資料2-1、冊子の4ページをお願いいたします。パブリック・コメント、市民会議等におきまして、「新型コロナウイルス感染症対策や感染症の拡大防止対策として、いわゆる新しい生活様式が求められる中で、社会の変化に対応するための新しい支援策等について、本計画に掲載、記載してほしい。」といった、多くのご意見をいただいております。

こちらにつきましては、計画期間の令和5年度末までにおける新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であることから、個別の事業に対して修正を行うのではなく、全ての事業において、必要に応じた配慮や支援を講じるなど、柔軟かつ適切な施策の推進を図ることといたしまして、「1計画の概要」の「(4)計画策定の視点」、本文の7行目以降のとおり「また」というところから素案を修正しております。

続きまして、73ページでございます。「基本目標2 質の高い地域生活の実現」、「基本施策(1)ライフステージを通じた切れ目のない支援」、上段の「④療育体制の強化と効果的な支援の推進」、こちらについて「新たな療育機能の設置について」ということで報告がありますが、これまでも本協議会におきましてご意見をいただいております。療育センターの初診待ち期間の長期化や、療育センターが市の西部に偏っているという地域偏在を解消するために、新療育センターの設置について取り組んでいくことといたしまして、計画に盛り込んでおります。本文の6行目以降となりますが、計画案、素案を修正しております。

続きまして、同じ73ページ、「⑤発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設」でございますが、こちらは、市の上位計画である「総合振興計画」との整合性を図るとともに、事業内容がよりわかりやすくなるように、「多様な学び場の充実」から事業名を変更しているところでございます。

続きまして、78ページです。下の方「⑬発達障害者（児）に対する支援の充実」について、8月に開催いたしました、本協議会におきまして、「インクルパートナー」に関して、「もう少しわかりやすく説明等を記載してほしい。」といったご意見をいただきましたので、8行目以降から12行目までにかけて、素案を修正いたしました。

続きまして、130ページをお願いいたします。

第3章の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画についてですが、障害者政策委員会において、「第3章の各種障害福祉サービスの実績と見込量の表について、第5期の令和2年度見込量が、実績をもとに算出したものではなく、前計画と同じ内容をそのまま掲載していることがわかるようにしてほしい。」とのご意見をいただいております。こちらにつきまして、130ページの「表 発達障害者等に対する支援の実績と見込量」を例として説明いたしますと、表の中程、第5期実績の平成30年度と令和元年度につきましては、それぞれの年度における実績が記載されております。しかしながら、令和2年度については、まだ実績が確定していないことから、現計画である第5期障害福祉計画に記載しております、見込量をそのまま記載しているところです。このことがわかるよう、令和2年度の下段に「(計画値)」と新たに追記いたしました。追記前の状態ですと、令和2年度の見込量が、これまでの実績等をもとに新たに算出した見込量ではないのかといった誤解を招く恐れがあるとのご意見がありましたので、他の自治体の計画を参考に、追記させていただきました。

(葉石会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の報告について、何かご意見、ご質問などございますでしょうか。西村委員お願いします。

(西村委員)

127ページの実績と見込量の表について見ていくと、令和2年度は元年度と比べて大きな値になっていて、対して、第6期の令和3年度は減っているのですけれども、第6期については、平成30年度、令和元年度の実績を鑑みて、減らしたということによろしいでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。おっしゃる通りでございます。今期の計画の令和3～5年度については令和元年度ですとか、平成30年度あるいは29年度の過去の実績を考慮の上、見込量を出しているところでございます。

(西村委員)

わかりました。そうすると令和2年度の5万人くらい見込みということでしたけれども、少なめでも今は対応できていると市は考えているということによろしいですか？

(事務局)

そうですね。実績に基づいてということなので、必ずしもこの数字が絶対に大丈夫かと言われると、

少し難しいところではありますけれども、これは所管課がこれまでの実績を基に見込んでいるところがございます。

(西村委員)

ありがとうございます。放課後デイなんですけども、最初の頃に急にたくさんできましたよね。かなり審査がどうしても、書類審査だけでは甘いということで、さいたま市はこういったところに対して、講習会を開くようなことを言われていたと思うんですけども、そう言ったことは今、やっただいていいるのでしょうか？

(事務局)

年に一度程度ではあるんですけども、放課後等デイサービスの事業所だけではなく、市内の全ての事業所に対しまして研修を実施しているところがございます。

(西村委員)

放課後等デイサービスは、特に発達障害、その他のお子さん達も受け入れる場所ですので、表にうたっているのが、いろいろ取り組んでいるようでも、実際はそういった人達が来てないようなところもあるので、きちんとした指導などしていただかないと、かなりレベルの違いがあると思います。また、ここを利用するには診断書が必要になります。サービスを利用したいので、診断書を書いてほしいという問合せが、普段当院を受診していない方からありました。もともとかかりつけ医がいて、発達障害について診ている病院があるのにも関わらず、かかりつけ医の方は「自分では書けないから小児神経科医に書いてもらえ」という話で、保健センターにお母さんが聞くと、保健センターからは、「あの診断書は誰でも書けるからどこでもよい」という案内があったようです。本来は発達障害やその他を診ているのであれば、その診ている医師が診断書を書くことをきちんと徹底していただきたい。保健センターなどの関連機関で医師がいるところだとか、あるいは、発達障害のお子さんであれば保健センターの保健師がフォローしているでしょうから、そういったところでしっかりと案内していただいたほうが良いのではないかと思います。保護者側がどこで診断書を書いてもらえるかがわからずに、いろいろ探して当院に電話してくれているという形になっているので、診断書はどこで書いてもらえるのか、ということはきちんと案内をしてください。よろしく願います。また、放課後デイは、基本的には連携医がいるはずだと思いますので、連携医に書いてもらうということもできると思います。発達障害等をしっかり理解している方を連携医に据えるよう指導していただきたいと思います。

次に、128ページにおいて、保育園などの補助について記載されていますけれども、公立保育園だと人的な措置として加配をつけているのだと思いますけれども、私立の保育園ですと、補助金ということで、その差がまだあるようです。やはり同じように、人が足りない分については私立の保育園でも加配ということは考えてもらえたらと思います。そういったことを今後考えてほしいと思います。

(事務局)

はい。ありがとうございます。この点につきましては、所管課との間できちんと情報共有してまいりますのでよろしく願います。

(葉石会長)

西村先生、ありがとうございました。

それでは他いかがでしょうか。長谷部委員よろしくお願ひします。

(長谷部委員)

桜区障害者支援センターの長谷部です。この協議会とは少し視点がずれてしまうと思うのですが、意見・提案としてお話をしたいんですけども、障害者総合支援計画の概要版の8ページ目について、基本目標4の障害者の危機対策の基本政策(1)防災対策の推進が重点項目となっています。その中の③の避難行動要支援者名簿の活用についてなんですけども、令和元年度台風の19号により桜区では床下浸水だとか床上浸水が合わせて1,000件くらいの被害がありました。昨年の9月に保健センター主催で特に被害が大きかった地域の民生委員さんと地域支援情報交換会を行われたのですが、民生委員さんからは要支援者名簿をその時に初めて見た、という意見がありました。名簿に挙がっている対象者のうち1/3くらいしか面識がないだとか、名簿に載っている人全員に連絡を入れたそうなんですけども、電話に出てくれない人がほとんどだったというお話でした。また要支援者名簿の管轄は防災課ということで、障害支援課だとか高齢介護課は誰が載っているのか知らないという意見もありました。課同士で情報共有した上で、例えば単身生活で何もサービスにつながっていない人だとか、障害者自身で判断が難しい人などをあらかじめピックアップして、民生委員さんだけでなく、生活支援センターだとかシニアサポートセンターとかに協力要請するなどの仕組みを整えることができればいいのかなと思います。あと、避難所についてなんですけども、台風19号のときに、障害がある方の避難について、私から防災課に問い合わせをしたところ、回答としては、避難は出来るけども特別な配慮は出来なという回答がありました。障害のある人もない人も避難することは一緒なので当然のこととは思いますが、車いすを上げたりするのは住民の方にも協力を得られればと思いますが、目に見えない障害がある人、例えば感覚過敏の方だとか、自閉症の方など、福祉避難所が開設されるまでの間であっても段ボールなどで区切りをつけるなどの配慮されるような取り組みができると良いと思います。そう言った取り組みを行うには障害を理解してもらうために特に目に見えない障害について地域住民の方が学ぶ機会をつくるのが大切なんじゃないかなと思います。以上です。

(葉石会長)

はいありがとうございます。避難行動要支援者名簿の情報共有であるとか、あとは避難先での障害のある人たちへの配慮などについて、可能であれば防災課あたりと打ち合わせをして、情報連携というのが取れていれば、今おっしゃられたことは改善される場所はあると思うのですが、今現在どういった状況でしょうか。

(事務局)

事務局でございます。私どもも、この名簿自体を管理していないため、ご提案いただきましたことを所管課と共有・確認してまいります。

(葉石会長)

最近、東日本大震災のタイミングもあったものですから、そういったようなところでやはり民生委員の方がこの名簿の中身を非常によく把握しているところというのは、被害が少なく済んだというような話は聞いたところでした。こういったようなことについて、進めていただければと思います。どうもありが

とうございました。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議題の2は以上といたします。

続いて、議題の3、「新たな療育機能の設置について」、高山委員よりご説明をお願いいたします。

(高山委員)

はい、ひまわり学園育成課の高山と申します。よろしくお願ひいたします。事務局からも説明がありましたとおり、次期総合振興計画及び次期障害者総合支援計画に盛り込んでおります、新たな療育機能の設置についてご報告を申し上げます。昨年度の本協議会においてもひまわり学園の取り組みとしてご報告をいたしましたけれども、初診待ち期間の長期化であるとか、東部地区の方にとっては療育施設が近くに無いということ、市の療育施設が西部に偏っていることなどをご報告として申し上げたところでございます。そこでは、今後に向けてということで、専門医の確保ですとか、効果的な支援体制の検討・構築ということで進めて来たところでございます。その中で従来の療育センター、形式に捉われない民間活力の活用は、連携を踏まえながら、新しい療育機能の設置、これを進めて来たというところでございます。ようやく今回、説明・ご報告が出来るようなところでございます。今年度、ひまわり学園の中でも検討をしてきたところでございまして、福祉サービスである児童発達支援などは、民間でも開設されていますけれども、特に医療について、これは中々新規開設することは難しいという点がありました。これが初診待ちの状況につながっているものと考えております。

それではここから資料の確認・説明をさせていただきたいというところでございます。まず1番の概要でございますけれども、ひまわり学園、療育センターさくら草の初診待ち期間の長期化に加えて、療育施設が市西部に偏っていること、これを解消するというところで、東部地区に新しい療育センターを整備する、そこで準備を進めていくといったところでございます。これと合わせて、地域支援の活用を図りまして、新療育センターと地域医療とのネットワークの体制の構築に取り組むといったところでございます。2番目の設置場所でございますけれども、岩槻の府内別館、もともと岩槻区保健センターがあった場所を考えているところでございます。3点目、診療科目でございますが、ここには小児科及びリハビリテーション科を設置いたします。機能のイメージですけれども、今のひまわり学園や療育センターさくら草のような機能を丸ごと同じものというのは作れない状況でございます。診療科目についてお話をさせていただきましたけれども、ひまわり学園自体は診療から相談、外来、児童発達支援センターといった診療+通所を直営でやっているところでございます。もうひとつ、療育センターさくら草は、平成19年に開設されておりますが、これは診察は直営でやっておりますけれども、通所の部分につきましては、社会福祉事業団に委託して実施しているところでございます。今回作ります新センターでございますけれども、診察を中心に行ってまいります。外来療育といたしまして、訓練や評価につきましても取扱う予定でございます。訓練についてですが、基本的には理学療法を中心として行っていく予定です。肢体不自由の方がひまわり学園までいらっしゃるものがなかなか難しい現状が背景にございます。ですので、ここは東部のほうで行うということです。ただ、それ以外の、例えば発達障害の方などは、医療が常時必要ということではありませんので、地域で育てております民間の事業所等と連携を図りながら進めていきたいと考えております。また、かかりつけ医との連携も進めるように国としても出ているところでございますので、こういった連携も含めていって、岩槻の地域の中でまずネットワーク構築を進めてまいります。

次に、資料5番、新療育センター設置後の本市療育体制についてでございます。東部につくるということになりますと、医療については、今ある西区のひまわり学園、桜区の療育センターさくら草と、岩槻区にできる新療育センター、この3カ所で診療を中心に行っていきたいと考えています。それから福祉の児

児童発達支援センターでございますけれども、この資料では緑色になっているところがありますが、ひまわり学園と療育センターさくら草以外に杉の子園、さくら草学園、はるの園、大崎むつみの里、それから民間でつむぎというのがございます。こちら 7カ所の児童発達支援センターで行なっているというところでございます。また、民間の児童発達支援の事業所もございますので、その中で個別訓練等を実施していくというところがございます。また、医療機関ネットワーク、でございますけれども、岩槻区をモデル地区といたしまして、医療機関と訓練機関とをネットワーク化していきたいというように考えているというところがございます。これをモデルとして、ゆくゆくは市全体で実施していきたいというふうに考えております。次に6番のスケジュールでございますが、令和3年度には、基本計画、実施設計を進めていきまして、令和4年度中には工事着工にかかりまして、令和5年度中に完成及び開設というところで進めていきたいと考えております。

次に7番についてですが、この新療育センターだけが単独でできるというわけではなく、府内別館の中に既に入っている施設がございますので、この建物の一部をお借りして運営する予定でございます。ここには、岩槻医師会も入っておりますので、医師会との連携関係を含めて、ネットワーク化を図っていきたいと思います。これから施設を設置するというところで、個々での目標については、初診待ち期間の解消を図りたいというところがございます。その中では、小児神経科医の方を採用しまして、医療機関としての機能を拡充していくというところがございます。目標としましては、令和7年度末には、現在の待ち期間60日くらいのところ、30日くらいまで短縮したいと考えております。またそれを達成するためには、生活地域における療育というところで、医療機関のネットワークの構築ですとか、地域の中で発見、診察、そして療育を進め、最終的にまたその地域生活の中にフィードバックしていくというような流れを進めていきたいと思っております。本日、議会が終わりまして、療育センターの開設に向けた予算が審査を通過したところでございますので、来年度、しっかりと取り組んでいきまして令和5年度中の開設を準備してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。よろしくお願い致します。

(葉石会長)

ありがとうございます。ただいまの高山委員からのご報告について、何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

はい、西村委員お願いします。

(西村委員)

いくつかお伺いしたいことがあるのですが、まずは、新しい施設ができるということで、良かったと思っております。診療科目が小児科とリハビリテーション科となっておりますので、発達障害児は他で診てもらおうというようになっているというところで、脳性麻痺をメインで診るというように、これだと見えます。しかし、現実には、ひまわり学園でも療育センターさくら草でも、順番待ちになっている多くのお子さんは発達障害のお子さんだと思うんですけど、その点について、小児神経科とリハビリテーション科のみを設置したのはなぜなのかを伺いたい。

(高山委員)

発達障害を診るという点では小児神経科が必要でありますので、そこの設置というところがございます。あとは、やはり肢体不自由の方が岩槻から市西部の療育機関に通うというのは大変だということやはり従来から把握しているところがございます。そういった点を踏まえまして、やはり肢体不自由の方

は、医療行為が必要となりますので、そうした形でキャッチをしていかないと厳しいのではないかと思います。あとは、民間の児童発達支援では、なかなか肢体不自由の訓練は難しいのではないかとこのところで、その両方をチョイスしていった中で、リハビリテーション科については少なくとも押さえておかなければいけない、ということで選択したというところでございます。

(西村委員)

ありがとうございます。発達障害のお子さんたちを、民間の事業所に出すということで、本当に大丈夫なのでしょうか。

(高山委員)

そこについては、社会福祉事業団が指定管理をしております、杉の子園、はるの園で作業療法士の個別訓練をやらしてもらえないかということで動いていまして、今年度からスタートしているところでございます。当然、初めてやる所でございますので、ひまわり学園とも連携をしております、ひまわり学園のベテラン職員が随時訪問して、作業療法士の育成を行っております。児童発達支援センターはそういったところを進めていますし、児童発達支援事業所につきましては、今年度からそのあたりの支援を進めていこうということで、研修を試行的に取り組んでいるところでございます。やはり専門職がいるところでございますので、そこを少しターゲットを絞っているところでございます。幼稚園や保育園については、幼児政策課や保育課にスタッフがいらっしゃるの、そちらは所管課や子ども家庭総合センターにお任せして、少し障害よりもシフトを移していくのも良いのではないかとこのことで実施しているところでございます。

(西村委員)

きちんと放課後デイなどに対してもスキルアップしていただけるということだと、安心ですけれども、そうではなくて、やられると先が見えているだけに、是非その部分はよろしく願います。

その他に、ひまわり学園や療育センターさくら草に最初から健診医が紹介しているようなこともあるようなのですけれども、保健センターにまず紹介するようにして、保健センターにひまわり学園や療育センターさくら草の先生方がいらっしゃるのですから、その先生たちが本当に必要な人たちをそれぞれに紹介するという形式にすれば、今のような待ち時間は無くなるのではないかと思います。ただその分、保健センターで見る回数を増やさないとダメだと思うんですけども、親とのつながりは地域の保健師の方が強かったりすることもあるので、そういった体制をつくっても良いのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

(高山委員)

保健センターに医師を派遣して発達健診を行っているところでございます。そこでは、全件まかなっているかという、なかなかそうではないというのは承知しております、通常の健診からひまわり学園をご紹介いただくことはございます。あとはシステムの話になってくると、保健所、保健センターと協議が必要なことになってきますので、私の方からはお答えが難しいところです。

(西村委員)

わかりました。ありがとうございました。岩槻で始めるときに、地元の医療機関の先生達とも連携をと

られるんでしょうけれど、モデルとしてやるのであれば、どういったものであるのか、他の四医師会の方にも見せていただかないといけないかなと思います。地元の医師を中心に行われるのでしょうかから、非常に期待していますので是非よろしくをお願いします。

(高山委員)

はいありがとうございます。また四医師会等のお話出て来ると西村先生にもお力添えいただく場面があるかと存じます。ご協力よろしくをお願いします。

(西村委員)

こちらこそよろしくをお願いします。

(葉石会長)

この件について他ご質問等ございませんでしょうか。はい。竹田委員よろしくをお願いします。

(竹田委員)

埼玉県自閉症協会の竹田です。今、西村先生からご質問があった点、とても関心を持って聞かせていただきましたけれども、私の方からはこの標榜科目について分からないので教えていただきたいと思えます。ひまわり学園と療育センターさくら草の方には「精神科（児童精神科）」というのが書かれていて、新療育センターの方には「小児科（小児神経科）」としか記載されていませんが、小児神経科と児童精神科のそれぞれの標榜科が発達障害のどの部分を診療するというように想定されているものなのか教えていただきたいです。両者の違いをお伺いしたいのですがよろしいでしょうか。

(葉石会長)

高山委員お答えいただける内容でしょうか。

(高山委員)

小児発達の中心になるのが小児神経というところになっておりまして、精神ですと、もう少し上の年齢を対象としまして、情緒的な問題であったり、行動面の問題などを中心的に診るということになるかと思えます。小峯先生、いかがでしょうか。

(小峯委員)

療育センターさくら草の小峯です。大体、高山課長が仰ったことで相違ないと思いますが、小児神経は主に小児の発達を診る、児童精神の方はもう少し大きくなって精神障害とか精神症状とか二次障害的な症状が出て来たようなときに主に診ていただくこととなります。

(竹田委員)

ありがとうございます。そうすると新療育センターの方にはこの児童精神科の方が入らないということになると、例えばその二次障害的な部分でもちょっと診てもらいたいとなったときには、ひまわり学園や療育センターさくら草の方に行くような形になるのでしょうか。

(葉石会長)

高山委員いかがでしょうか。

(高山委員)

はい。その時点でどのような課題が生じているかということにもよるかと思いますが、ある程度の年齢になっていけば、例えばそれは小児がいいのか、または成人の範疇がいいのかがおそらく分かってくると思います。ひまわり学園の場合ですと、幼少期から続いてくるところに問題があるので、継続して診ているの方が多いのですけれども、ある程度の年齢になってきますと、むしろ大人の方の精神科の方をご紹介する場合があるのかなと思います。事例によってバラバラだと思いますけれども、小児期であれば、こちらのほうでの受診も検討できると思います。

(竹田委員)

ありがとうございます。それからもうひとつよろしいでしょうか。この表の中4番の現療育センターとの機能比較イメージというところで、新療育センターの箱の一番下のところに「医療機関との連携」と書いてあって、「発達障害児の日常的な診察」というように書いてありますが、これについては何を指していらっしゃるのでしょうか。

(高山委員)

はい。こちらにつきましては、国が推進しているものとして、かかりつけ医でご相談ができるような体制を広めていくという部分があります。それが進んでいるのかというと、まだまだこれからのところがありますので、これをどう進めていくかというところはありますが、日頃より接していらっしゃるお近くのかかりつけ医さんが診ながら、また専門的な部分などになると、こちらのひまわり学園等で受け入れる、そういった連携を図っていくという。おそらくこの二次機関のような形をイメージするのが分かりやすいかなと思います。

(西村委員)

今のお話なんですけれども、かかりつけ医として開業医が発達障害を診ようとする、以前から申し上げているように時間的にも難しいんですよ。ですので、その辺はなかなか簡単にいくものではないと思います。小児神経科医と児童精神科医の違いですけれども、小児神経であれば、元々は脳性麻痺などを診ていたり、赤ちゃんの発達から診ていて、私どもも療育センターさくら草で手伝っていたときは、自分である程度は診ながら、心理士さんと一緒になってやっていたんですよ。だから心理士を開業医に派遣できるようになればまた違うんですけど、保険制度上そうになってないのでなかなか難しいと思います。児童精神科医は自分で最初から最後までそのお子さんの発達障害などに関して、1時間かけてでも診る人が多いんですけど、小児神経科医も1時間かければ出来なくはないんですけど、そこまでやりきれないという感じで、心理士だとか、あるいはそれ以外のコメディカル職員と一緒にやっていることが多いです。ですから、先ほど竹田委員が心配されていた、この点は確かに私も最初見ている気にはしてはいたのですが、岩槻の中でも、発達障害に理解のある小児科の先生のところであれば診れなくはないかもしれません。しかし、そこは患者さんがすごく多いので、なかなかその発達障害のお子さんだけをそこで特化して診るということはず無理だと思います。先ほどのお話の施設みたいところでということが一番できて、風邪をひいたり、何か注射するときに、かかりつけ医で分かっている先生のところ、ということが

いいのかなと思います。小児神経科医でも、小児科医会の子どもの心の相談医という資格を持っている人は、ある程度発達障害診療の訓練を受けているので、そういった人はある程度診れると思います。

(竹田委員)

ありがとうございました。大変分かりやすかったです。ありがとうございます。

(葉石会長)

高山委員、医師についてはこれから選考ということですよ。

(高山委員)

はい。これから採用になります。本当に、かかりつけ医については、すぐできるかという、本当に一歩ずつ進めていくしかないところだと思っていますので、着実に地道にやっていきたいと考えております。

(葉石会長)

はい。これからこういった背景をお持ちの方を選ばれるのかというところについての話になるかと思っておりますので、ご参考にしていただければと思います。

他いかがでしょうか。長谷部委員お願いします。

(長谷部委員)

児童発達支援センターについて質問です。さいたま市内では7カ所の児童発達支援センターがあるというお話でしたけども、この新たな療育機能の設置というところで、既存のセンターを活用するのでしょうか。また、新たに設置するのであれば、選定方法を教えて頂ければと思います。

(高山委員)

特に児童発達支援センター自体をここに設置するというのではなく、既存の7カ所と連携しながら進めていくということになります。

(葉石会長)

はい。長谷部委員よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。次、竹田委員お願い致します。

(竹田委員)

民間との連携という形になるのかと思うのですが、児童発達支援センターが、民間と市営を含めて7カ所ありますけれども、私たち親側からすると、それぞれの専門性について、どうなのかなというのが正直なところなんです。さいたま市として、その専門性の担保をどう考えているのかなというのが、非常に私達としてはお聞きしたい部分なんですけれどもいかがでしょうか。

(葉石会長)

高山委員よろしいでしょうか。

(高山委員)

はい。専門性の担保というところですけども、先ほども申しあげました作業療法士などの個別指導といたしまして、これまでひまわり学園と療育センターさくら草の2カ所でやってきたところですけども、他でも個別指導ができるように、はるの園ですとか、杉の子園で進めているところです。

そういったところで、新人さんや若い人も多いで、そこに職員を派遣してスキルアップの支援を進めているところです。療育施設の連絡会議というのをやっています、今年度はコロナの関係もあって、結局開催できなかったんですけども、各施設7カ所が集まって、今の状況とか問題共有ですとか、そういうところ話し合うような機会が年3回あります。その中で、いろいろ課題とかについては情報共有したり、場合によってはこちらから職員を派遣するなど、全体の底上げじゃないですけども、そういった場に行きたいなと考えているところです。

(竹田委員)

ありがとうございます。療育の部分に関しては、作業療法士のお話がありましたけれども、作業療法士だけではないと考えております。心理だったりとか、言語聴覚士だとか、色々な分野の方が関わってくる問題かと思うのですけれども、そのあたりについては今後検討の上、広げていく考えはありますか。それとも作業療法士のみでしょうか。

(高山委員)

作業療法士のお話をしましたのは、実は設備的な面でのお話がありまして、感覚統合の訓練をするにあたって、バランスをとるような、上から吊り下げる遊具みたいなものを設置するには、どうしても建物の条件がありますので、ある程度の準備が必要になってきますけど、例えば心理士や言語聴覚士が行う訓練については、そこまでの条件というのはないのかなというように思っております。あとは要件ですとか、ニーズですとか利用状況などを踏まえまして検討していく形になろうかと思えます。

(竹田委員)

ありがとうございました。療育は、お子さんに対しての部分もそうですけども、子どもに対するものだけでなく、保護者の発達障害に関する早期理解を支える、というところがすごく大事になってくるかと思えます。そのあたりについてはいかがでしょうか。

(高山委員)

東部については、心理士の配置を検討しているところがございます。心理とか、今のところ言語聴覚士などを配置することで、最初のスクリーニングというところとか、初期フォローを進めていきたいというところがございます。ある程度、療育が福祉のサービスの中で提供する形でも対応できる方については、地域の施設をご利用いただくというようなすみわけを考えております。

(竹田委員)

ありがとうございました。資料の中にある言葉について教えて頂きたいのですが、3番の診療科目というところに、「発達障害児の訓練」というように書いてありますが、私たちの側からすると、発達障害については、「訓練」という言葉がなじまないのではないかと感じてまして、ここは「療育」ではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(高山委員)

訓練についても療育的なものになりますので、今おっしゃられたとおりだと思います。

(竹田委員)

ありがとうございました。

(西村委員)

要するに、肢体不自由の方が受診しづらいから東部でというお話だったのですけれども、さいたま市に来てから、療育センターというのは元々は肢体不自由の方が多かったのですが、発達障害児がすごく増えて、私が療育センターさくら草に行っているときから、もの凄いな人数で、我々も夜間講習などに行って発達障害のことを勉強してきたうえで、発達障害のお子さんたちと付き合うようになっているのですけれども、新しい療育機能を開設した場合に、肢体不自由児よりも発達障害児のお子さんがかなり多く来るような気がするのですが、その辺の見込みはどのように持っていますか。

(高山委員)

発達障害の方が増えていることはこちらでも把握しておりますので、その点は重点的にやらなければならないと感じているところです。あとは、やはりひまわり学園ですと、岩槻区にお住まいの方はそこまで人数は多くはありません。人口分布を考えますと、潜在的に診察が必要な方が恐らくいるだろうなどは推測しています。そう考えると、やはり来てない方の掘り起こしというような形で、受診しづらい方が近くに施設があることによって、受けられるということは十分に考えられるというところがあります。そういった点でも、発達障害の方がもう少し気軽に相談ができる場ができればというところではあります。

(西村委員)

発達障害の人が気軽に相談はいいんですけども、施設自体がどちらかというと発達障害は外で療育するというようなシステムだとどうなんですかねという感じがしないでもないで、そこをお伺いしたいと思います。

(高山委員)

どこまでその新センターに機能を持たせるかというところがあるかと思います。やはり先ほども申し上げました中に理学療法とか、要するに訓練ができる理学療法士を集めて児童発達支援を行っていくというのは、なかなか難しいだろうなと思います。医師の指示に基づいて訓練を行っていくと思うのですが、医師とセットでとなると民間ではやりづらい、そこは行政としてやるべきではないかなというように思います。もう一つ、児童発達支援センターとその発達障害の方についての支援については、徐々に事業所が増えてきております。そうするとその部分はある程度すみわけをしていって、そちらの方をお願いをしていかないと結局どこもできなくなってしまうという話になります。そこで、チョイスをするという点ではやはり肢体不自由の方を優先して選択させていただいたという経緯があります。

(西村委員)

わかりました。ありがとうございます。また、心理士でも非常に子どものことをよくわかっている方が

開業されたりはしてるので、さいたま市にはそういった心理士もいらっしゃるようですので、ネットワークの中に組み込んでいって、そういった人達のもとでも、自費ではなく受診できるようなシステムも作って頂けると、もう少しあちこち行きやすいのかなと思います。よろしくお願いします。

(高山委員)

ありがとうございます。

(葉石会長)

西村委員よろしいでしょうか。

(西村委員)

はいありがとうございます。

(葉石会長)

はい。せっかく新しい機能を持った施設ができるということですので、様々な意見を吸い上げて、有効に活用して頂けるものに作り上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議題の3については以上といたします。

3 その他

(西村委員)

2点だけお伺いさせてください。端的に申し上げます。まず、保育園の入所に係る優先順位に関してですけれども、コロナ患者を受け入れる病院に勤務する方を優先するような決まりはないのでしょうか。保育園に勤務している人以外の加点は無いということでしょうか。

(事務局)

担当所管課に確認いたしまして、議事録にて回答いたします。

【事務局補足】

保育園の入所選考に関して、新型コロナウイルス関連業務に従事する医療職について加点はありません。

(西村委員)

もう一点は、保健センターで発達健診をしてもらいたく紹介をしたお子さんがいるのですが、6か月間そういったことをきちんとしていただけずに、今度市外へ転出するというので、ちょうど今日相談にいらしゃったんですけど、せめて医者が医者に対して紹介状などを出している場合は、保健センターの方では保健師さんだけで診るのではなくて、ひまわり学園や療育センターさくら草から医師が行かれてるんですから、その先生の診察を受ける受けないは別に内容を見てからでもいいですけども、きちんと先生に相談したうえでどうするかというのをきちんとしていただかないと、他の市区町村に転出されるときに、さいたま市では何をやってたんだろうと言われてしまうので、そういったところは、以前もお願いしたんですけど、きちんと、目を通していただけるようにしてください。よろしくお願いします。

します。以上です。

(葉石会長)

決められた議題については以上になりますので進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

4 閉 会

(大畑課長)

はい、ありがとうございました。事務局でございます。

本日は、長時間にわたり貴重なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

また、委員の皆様方の任期につきましては、この3月末をもって一旦満了となります。公私ともにお忙しい中、2年間にわたりご尽力いただきましたことに、心より感謝申し上げます。

この2年間、委員の皆様には、本市の発達障害者支援体制について、大変熱心にご協議いただき、数多くの貴重なご意見をいただきました。皆様からいただいたご意見を真摯に受け止め、今後も本市の発達障害者に対する支援体制の整備とその情報共有、関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き、本市の発達障害者福祉施策の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、「第7回さいたま市発達障害者支援地域協議会」を閉会といたします。ありがとうございました。